

# 歴史の路景観形成

## 長沢町住民協定



歴史の路景観形成長沢町住民協定運営委員会

委員長 北原清司

# 歴史の路景観形成長沢町住民協定

## 前文

私たちが生活するこの地域は、守屋山山系の雄大な山々を背景に緑と自然に恵まれ、御柱街道(県道岡谷・茅野線)と周辺に広がる静かな田園風景が、歴史と豊かな風土を感じさせ、私たちに豊かな感性と地域への誇りと愛着をいだかせています。県道岡谷・茅野線の改修工事に合わせて、歴史的な街道にふさわしい街路、又人と車の共存できる街路を実現して、住みやすい町を創造し、真に豊かな地域社会を、次世代に継承していくことを基本計画として、住民協定を締結していくものであります。

## 第1条(目的)

この協定は、雄大な山々を背景とした歴史的な街道筋とその周辺の緑豊かな景観を配慮した街の発展を願い、自然を育み優れた環境を保全し生活に潤いのある街作りをして、住民の豊かな生活と未来を守ることを目的とします。

## 第2条(名称)

この協定は、歴史の路景観形成長沢町住民協定(以下「協定」という)といたします。

## 第3条(協定の区域)

この協定の区域(適用区域)は、別図「協定区域図」に示します。

適用区域の見直しを5年後に予定します。

## 第4条(協定の締結)

この協定は協定区域内の土地の所有者、建築物の所有を目的とする地上権者、及び賃借権者のおおむね3分の2以上の合意により締結するものとします。(以下「協定者」という。)

## 第5条(まちづくり基準)

適用区域において、住み良い環境をととのえた街の保全・整備のための基準は別表「まちづくり基準」のとおり定めます。協定者はこの基準を遵守し、美しい景観づくりを進めます。

## 第6条(有効期間)

この協定の有効期間は5年間とします。ただし協定者の3分の2に廃止の意志がない時は、さらに5年間延長するものとし、その後の期間満了時についても同様とします。

## 第7条(委員会)

この協定の運営に関する事項を処理するため、協定者で歴史の路景観形成長沢町住民協定運営委員会(以下「委員会」という)を設置します。

- (1)委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織し、任期は2年間とします。但し再任を妨げないものとします。
- (2)委員会は、委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により選出します。
- (3)委員会は、必要に応じて監事、事務局などを置くことができます。
- (4)委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができます。

(5) 委員会は、協定者以外のものに対して、必要に応じて第5条のまちづくりの基準を遵守するように要請するものとします。

#### 第8条（協定の変更及び廃止）

- (1) 協定の変更、協定区域、まちづくり基準及び有効期間を変更しようとするときは協定者の過半数の合意を得るものとします。
- (2) 協定の廃止、協定を廃止しようとするときは、協定者の3分の2の合意を得るものとします。

#### 第9条（協定への加入）

協定区域内の住民で協定の趣旨に賛同する者は、委員会に対しその意思を表示することにより、協定に加入することができます。

#### 第10条（補則）

- (1) この協定に規定するもののほか、協定の運営に必要なことは委員会において定めます。
- (2) この協定は平成12年1月1日より効力を生じます。

上記のとおり、私たちは歴史の路景観形成長沢町住民協定を結びます。

平成11年12月10日

歴史の路景観形成長沢町住民協定運営委員会

委員長 北原清司

## 別表 まちづくり基準

沿道地区（県道岡谷茅野線両側の路肩より外側30m幅）と一般地区に別ける。

| 区分         | 沿道地域  | 一般地域   |
|------------|---|--|
| 建築物にかんする基準 | <p>*建築物の階数は、地下を除き3階以下とする。また、建築物は、町並みや山並みなどへの展望を確保する。</p> <p>*建築物工作物はできるだけ道路から後退して建設する。</p> <p>*屋根は原則として勾配屋根とし、外壁及び屋根の色には原色に近い色は避け、できるだけ落ち着いた色調を基調とする。</p>   |  |
| 屋外広告物      | <p>*自己用屋外広告物は、表示面積が10㎡以内、一辺の長さが4m幅以下とする。</p>  |  |
|            | <p>*自己用以外の広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、独立して設置または建物に架設してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○刺激的な色彩または装飾を用いることにより美観風致を損なうもの。</li> <li>○高さが3mを越えるもの。</li> <li>○一辺の長さが1.2mを越えるもの。</li> <li>○表示面積が1㎡を越えるもの。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自己用屋外広告物より大きなもの。</li> <li>○屋外広告物は設置しないように努める。</li> </ul> |
|            | <p>*屋外広告物のうち次のいずれかに該当するものは委員会の承認を受けて表示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○冠婚葬祭、祭礼、その他営利を目的としないもので、一時的に表示するもの。</li> <li>○交通安全、防災警報、公衆衛生、その他協定者の利便に供するもの。</li> </ul>                                      |  |
| 緑化         | <p>*公共性のある区域及び沿道に面する空地には、植栽、花壇の設置を行うほか協定区域内の良好な景観形成のために必要な事業を行うように努める。</p> <p>*塀は生け垣が望ましい。</p>  |  |
| 清掃美化       | <p>*お互いに協力して美化清掃に努め、美観を損なう物の除去又は修景を図る</p> <p>*河川の浄化に努めること。</p> <p>*生活のごみは、決められた時間を守り、決められた場所に集積する。</p>  |  |
| 施設設備       | <p>*風俗を乱すような自動販売機などの設置は自粛し、それらの設置のために敷地を貸したり売ったりしないようにする。</p> <p>*公園などの施設の整備及び維持管理を行う。</p> <p>*電柱は景観上支障のある位置に設置しないように努める。</p>   |  |